

り全額の弁済が見込まれるものである。

そうすると、訴外会社の連帯債務者である訴外人において、訴外会社の有する財産をもって原告に対する債務を弁済可能であると考えていたとしても不合理ではなく、本件証拠上に顕れている限りにおいては、訴外人に、原告ら債権者に対する主観的害意を肯定することは困難であると言ふよりない。

ウ まとめ

以上からすると、本件各不動産の被告に対する贈与行為につき詐害行為性を肯定するには足りないものである。

(3) 抗弁について

本件各不動産の被告に対する贈与行為について詐害行為性を肯定できない以上、被告(受益者)の認識対象を欠くので、抗弁事実(受益者の善意)について検討するまでもなく原告の請求は理由がない。

四 結論

よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法六一条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 佐藤晋一郎)

- 別紙 物件目録△略▽
- 別紙 内入金明細書△略▽
- 別紙 損害金計算書△略▽

知的財産権

▽仲裁合意の成立を認めて特許実施料請求が却下された事例

特許実施料請求事件、東京地裁平一七(一四四四)号、平一七・一〇・二一民四七部判決、却下(控訴)

一 事案の概要

原告と被告は、原告が被告に非独占的ライセンスを付与すること、被告は、被告及び被告のサブライセンスにより販売されたライセンス製品についてランニング・ロイヤルティを原告に支払うことなどを内容とする特許ライセンス契約を締結した(本件契約)。本件は、原告が被告の販売数量が過少申告であり、被告の支払ったロイヤルティが過少であったと主張して、ランニング・ロイヤルティ未払額を請求する事案である。

本件契約には、「本契約」から又は「本契約」に関して又は「本契約」に関連して「本契約」両当事者間に生じることがあるいかなる紛争、論争又は意見の相違も、両当事者間の交渉により友好的に解決する。但し、かかる各事項を合理的な期間内に解決することができない場合、当該事項は、国際商業会議所の規則に基づいて仲裁に付す

るものとする。」旨の条項(本件合意)が存在したところ、被告は、原告と被告との間には、仲裁合意が成立している旨主張した。原告は、これに対し、①ランニング・ロイヤルティの未払を理由に本件契約を解除したこと、②被告は、本件契約の規定に反し、仲裁の手続を経ることなくうち二件の特許に対し無効審判を請求したこと等を反論として主張した。

二 本判決

本判決は、本件合意は、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意であるから、仲裁法二条一項所定の仲裁合意と認め、同法一三条一項により、効力を有し、本件訴えは、本件合意の対象となる民事上の紛争について提起されたことが明らかであり、同法一四一条一項各号所定の事由も認められないとして、却下を免れないとした。

原告の反論についても、①原告の解除通知によって契約が終了したとしても、仲裁法一三条六項によれば、本件契約の解除によって、本件合意の効力がさかのぼって無効になるものではないし、②本件契約中のいかなる規定も、被告が本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない旨定められているなどとして、これを排斥したも

のである。

三 説明

仲裁合意に関しては、旧法時代から、訴訟要件の一つであるとされ、仲裁契約の抗弁が提出された場合には、訴えを却下すべきであるとされてきた(小島武司「高桑昭編・注解仲裁法六八」)。平成二五年法律第一三八号により、この点が明文化された。

仲裁法二条一項は、仲裁合意とは、

「既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意」である旨規定し、同法一三条一項により、「当事者が和解をすることができない民事上の紛争を対象とする場合に限り、その効力を有する」とされている。知的財産権をめぐる紛争のうち、特許権侵害の差止めや損害賠償をめぐる紛争は仲裁適格があるのに対し、特許の有効性そのものをめぐる争いは、特許庁の無効審判手続に専属的に委ねられており、仲裁適格を否定すべきものとされている(青山善充「仲裁契約」新・裁判実務大系③「国際民事訴訟法」四二〇)。ライセンス契約から生ずる紛争も、仲裁適格がある典型とされているところ、本件合意は、特許ライセンス契約に関するものであり、仲裁法二条一項所定の仲裁合意として、効力を有する。

仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、仲裁法一四一条一項ただし書各号所定の場合を除き、却下すべきものである（同条一項本文）。

判例・学説により、仲裁合意の独立性（分離可能性の理論）が認められており、仲裁契約は、主たる契約に付随して締結されるものであるが、その効力は、主たる契約から分離して、別個独立に判断されるべきものであり、仲裁契約の効力は、当事者間に特段の合意がない限り、主たる契約の成立に瑕疵があつても、これによつて影響を受けない（最三判昭50・7・15民集二九・六・一〇六一、前掲青山四二〇、小山昇・仲裁法六七、柴田保幸・最判解民昭50・三三六）。仲裁法一三条六項は、仲裁合意の独立性を、明文をもつて定めたものであり、主たる契約の無効・取消し・解除によつて当然に仲裁合意が無効になり、取り消され、解除されるわけではない（近藤昌昭ほか・仲裁法コンメンタル五三三）。原告は、①契約解除及び②被告の契約違反（無効審判請求）を主張したが、いづれも、仲裁合意の効力を否定するものとはいえない。

本件は、仲裁法施行後において、仲裁合意と認められ、仲裁法一四一条一項ただし書に当たらないとされた事例として意義があるので、ここに紹介する。

《参照条文》 仲裁法二条・一三条・一四

《当事者》 原告 太陽インキ製造株式会社

同代表者代表取締役 釜 范 裕 一

同訴訟代理人弁護士 和泉 芳 郎

同補佐人弁護士 鈴 江 武 彦

同 河 野 哲 哲

同 中 村 誠 誠

被 告 タムラ化研株式会社

同代表者代表取締役 竹 村 芳 樹

同訴訟代理人弁護士 中 島 敏 敏

同 阿 部 隆 徳 徳

【主文】 一 本件訴えを却下する。

二 訴訟費用は原告の負担とする。

【事実及び理由】 第一 当事者の求めた裁判

一 請求の趣旨

被告は、原告に対し、金三億二八一九万円及びこれに対する平成一七年七月二八日から支払済みまで年六分の割合による金員を支払え。

二 本案前の答弁

本件訴えを却下する。

第二 当事者の主張

一 請求原因

（1） 当事者

原告は、プリント配線板用印刷インキ並びに塗料、接着剤及びその応用製品の開発製造、販売等を業とする株式会社である。被告は、電子工業用材料の研究、開発並びに製造販売等を業とする株式会社である。

（2） 原告と被告間の特許ライセンス契約の存在

原告と被告は、平成一四年一月一日、次の内容の特許ライセンス契約を締結した（以下「本件契約」という。）

ア 原告は、別表一記載の特許（以下「本件各特許」という。）について、非独占的ライセンスを被告に付与する（第二条一項）。

イ 被告は、被告及び被告のサブライセンシーにより販売されたライセンス製品について一キログラムにつきランニング・ロイヤルティ一六〇円とこれにかかる消費税を原告に支払う（第三条二項）。

ウ 被告は、各暦四半期の末日後三〇日以内に当該四半期中に販売されたライセンス製品について、生産地域別に、及び、仕向先地域別に、ライセンス製品の製品名とその数量を詳述したロイヤルティ報告を原告に提出する（第四条三項）。

エ 被告は、暦四半期の終了後翌々月の末日までにランニング・ロイヤルティの支払をする（第四条二項）。

（3） 被告の平成一六年度の販売数量の過少申告とそれに基づくランニング・ロイヤルティの過少支払

被告及び被告のサブライセンシーの販売額は、ライセンス製品を使用するプリント

配線板メーカーの生産動向から、平成一六年度は平成一五年度を上回りこそすれ下回ることはなかったから、被告の支払うべき平成一六年度のランニング・ロイヤルティの額は、少なくとも平成一五年度を下回ることはあり得ない。

ところが、被告は、平成一六年度の各四半期毎の販売報告において、別表二の「販売数量」及び「実施料（税抜き）」欄記載のとおり、いずれも前年度を下回る数量及び実施料の報告をし、この数値に基づくランニング・ロイヤルティの支払しかなかった。

（4） 被告の支払うべきランニング・ロイヤルティ未払額

上記（3）のとおり、被告の支払うべきランニング・ロイヤルティ未払額は少なくとも平成一五年度のランニング・ロイヤルティの額と平成一六年度のランニング・ロイヤルティの額との差額というべきであるから、その最低額は、別表二の「平成一五年度と平成一六年度の実施料差額（税抜き）」欄記載のとおり、合計三億二八一九万円（一万円未満切捨て）である。

（5） よつて、原告は、被告に対し、上記ランニング・ロイヤルティ未払額合計金三億二八一九万円及びこれに対する訴状送達の日（翌日）から支払済みまで年六分の割合による遅延損害金の支払を求めらる。

二 被告の本案前の主張

原告と被告との間には、本件契約第十五条により、本件契約に関して万一分争が発生した場合は友好的に解決するものとし、合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

合理的な期間内に解決することができない

場合には、国際商業会議所（ICC）の規則に基づいて仲裁に付する旨の仲裁合意が成立している。

したがって、仲裁法一四条に基づき、原告の本件訴えは却下されるべきである。

三 被告の本案前の主張に対する原告の反論

(1) 原告は、被告に対し、平成一七年三月二五日付けで、被告の支払うべきランニング・ロイヤルティの未払を理由に本件契約を解除する旨の通知（以下「本件解除通知」という。）をした。

被告は、原告の解除通知後四〇日を経過しても、上記未払ランニング・ロイヤルティを支払わなかった。

しかも、被告は、同月二九日付けで、本件解除通知は効力を有しない旨原告に通知しただけで、本件契約第一二条二項に定める仲裁の申立てをしなかった。

以上により、本件契約は、平成一七年四月九日に解除により終了した。

したがって、本件契約の存続を前提とした被告の本案前の主張は失当である。

(2) 被告は、本件各特許について、本件契約第一五条の規定に反し、仲裁の手続を経ることなく、うち二件の特許に対し無効審判を請求している。したがって、被告の本案前の主張は理由がない。

第三 当裁判所の判断

一 被告の本案前の答弁について
(1) 証拠によれば、次の事実が認められる。

ア 原告と被告は、平成一四年一〇月一日、請求原因(2)記載の内容を含む本件契約

を締結した。

イ 本件契約第一五条には、仲裁及び準拠法に關し、次の条項がある（以下「本件合意」という。）。

(ウ) 「本契約」から又は「本契約」に關して又は「本契約」に關連して「本契約」両当事者間に生じることがあるいかなる紛争、論争又は意見の相違も、両当事者間の交渉により友好的に解決する。但し、かかる各事項を合理的な期間内に解決することができない場合、当該事項は、国際商業会議所の規則に基づいて仲裁に付するものとする。仲裁は、三人の仲裁人で構成するものとし、各当事者が一人を任命し、議長となる第三仲裁人を両当事者が任命した二人の仲裁人が共同で任命する。各当事者は、相手方当事者に書面にて通知し、自己の任命する仲裁人の氏名を提供することにより仲裁手続を開始することができる。この場合、当該通知の受領後二ヶ月以内に、相手方当事者は、もう一人の仲裁人を任命しなければならない。

(イ) 「本契約」は日本国法に準拠して解釈され、仲裁地は日本国東京とする。

ウ 国際商業会議所日本委員会による平成一〇年一月一日発効のICC仲裁規則には、国際性を有しない紛争、すなわち、国内紛争についても仲裁による解決を提供すること（第一条）、同規則における仲裁合意の一応の存在を認める限り、仲裁手続を進行させることができること（第六条）が規定されている。

(2) 以上によれば、上記(1)イ認定の本件合意は、既に生じた民事上の紛争又は将来

において生ずる一定の法律關係に關する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断に服する旨の合意であるから、仲裁法二条一項所定の仲裁合意と認めることができる。そして、本件合意は当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とするものであることが認められるから、本件合意は仲裁法一三条一項により、効力を有する。

そして、本件訴えは、本件合意の対象となる民事上の紛争について提起されたことが明らかであり、仲裁法一四条一項各号所定の事由も認められないから、本件訴えは、同条項により、却下を免れない。

(3) この点、原告は、上記第二の三(1)記載のとおり、ランニング・ロイヤルティの未払を理由に本件解除通知をしたから、本件契約は解除により終了し、本件契約の存在を前提とした本件合意も効力が失われた旨主張する。しかしながら、被告は本件合意の成立そのものを争っているものではないところ、そもそも、原告の被告に対する債務不履行解除の有効性は現時点では明らかではない。仮に原告の主張するとおり、本件契約がランニング・ロイヤルティの未払を解除原因として原告の解除の意思表示によつて終了したとしても、仲裁法一三条六項によれば、「仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない」のであるから、本件契約の解除によつ

て、本件合意の効力がさかのぼつて無効になるものではない。したがって、この点に關する原告の主張は失当である。

また、原告は、上記第二の三(2)記載のとおり、被告が、本件各特許のうちの二件について無効審判請求をした点を問題としているが、そもそも、本件契約第六二条によれば、本件契約中のいかなる規定も、被告が本件各特許の有効性を争うことを妨げるものではない旨定められているから、被告が本件各特許の有効性を争うことは本件契約に何ら反するものではない。また、特許無効審判は特許に無効理由が存在する場合に、行政処分としての特許査定を無効とする審判であつて、「当事者が和解をすることができる民事上の紛争」ではないから、被告による無効審判請求は本件契約第一五条に反するものではないといふべきである。仮に、それが本件契約第一五条に反する行為であつたとしても、それは単に無効審判請求が不法になるにすぎず、そのことによつて仲裁合意の効力そのものが失われ、本件訴えに關しても仲裁法一四項一項の適用が妨げられると解すべき理由はないから、この点に關する原告の主張も失当である。

二 よつて、原告の本件訴えは不法法であるからこれを却下することとし、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 高部眞規子 裁判官 東海林 保 田邊 実）

別表一、二（略）